

予測困難な時代において  
生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ

(審議まとめ)

平成24年3月26日  
中央教育審議会大学分科会  
大学教育部会

## 目 次

1. 予測が困難な時代と大学の責務	1
2. 学生の主体的な学びの確立ーその始点としての学修時間ー	6
3. 個々の授業が学士課程教育の質的転換に向けて進化するために	10
4. 今後の検討課題	15
5. 大学は主体的に学ぶところとの原点に立ち返るために	16
(別紙) これまでの学士課程教育の改善の経緯	17
(別添1) 各学校段階の学びに関する制度	19
(別添2) 学士課程教育の質的転換への好循環の確立	20
(別添3) 学修成果を重視した評価について	21
< 資料編 >	
用語集	22
審議経過	26
第6期中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員名簿	28
参考資料	29
○関連データ等	29
○学士課程教育の質的転換の関連資料	37

## 1. 予測が困難な時代と大学の責務

平成初頭以降の種々の大学改革の取組の中で、以前に比べ、大学の教員は教育に多くの時間を割くようになっており、授業改善のための様々な工夫も進んできている。しかしながら、国民、企業そして学生自身の学士課程教育に対する評価は総じて低いと言わざるを得ない。その背景には、大学に対する社会の期待がこれまでとは質的に異なる形で高まっていることや、大学進学率が5割を超える高等教育のユニバーサル段階<sup>(※)</sup>の中で学士課程教育<sup>(※)</sup>の質の保証が強く求められるようになっている事情がある。

経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激な社会の変化の中、労働市場や産業・就業構造の流動化などによって将来予測が困難になっている今の時代を生きる若者や学生にとって、大学での学修<sup>\*1</sup>が次代を生き抜く基盤となるかどうかは切実な問題である。予測困難という点は産業界や地域社会にとっても同様であり、変化に対応したり未来への活路を見いだしたりする原動力となる有為な人材の育成を大学に求めるようになってきている。さらに、大学が機能別分化を進めつつ学士課程教育の質をどう高めていくかは、高等教育政策の中心課題となっている。

このような時代にあって、若者や学生の「生涯学び続け、どんな環境においても“答えのない問題”に最善解を導くことができる能力」を育成することが、大学教育の直面する大きな目標となる。学士課程教育は、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛え、課題の発見や具体化からその解決へと向かう力の基礎を身につけることを目指す能動的な授業を中心とした教育が保証されるよう、質的に転換する必要がある。大学には、その転換に早急に取り組む責務がある。

このような学士課程教育の質的転換の前提として、学生に、授業時間にとどまらず授業のための事前の準備や事後の展開などの主体的な学びに要する時間を含め、十分な総学修時間の確保を促すことが重要である。しかしながら、実態としては学生の学修時間が不足していることが大きな問題である。

---

(※)は「用語集」を参照(以下同じ)。

\*1 大学設置基準上、大学での学びは「学修」としている。これは、大学での学びの本質は、講義、演習、実験、実習、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学びに要する時間を内在した「単位制」により形成されていることによる(別添1参照)。

## (学士課程教育への厳しい評価)

- 平成初頭以降の種々の大学改革の取組の中で、我が国の大学の学士課程教育についてはその授業改善のための様々な工夫が進展し、以前に比べ、教員も教育に多くの時間を割くようになってきている（「(別紙) これまでの学士課程教育の改善の経緯」）。しかしながら、国民、産業界や学生は学士課程教育の改善についての現在の到達点に満足していない。例えば、新聞社の世論調査では、日本の大学は、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に、6割を超える国民が否定的な回答をしている\*<sup>1</sup>。また、経済団体の調査では、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とでは、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などにおいて、差異や隔たりがある\*<sup>2</sup>。さらに、学士課程教育を受けている学生の5～6割が「論理的に文章を書く力」、「人にわかりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている\*<sup>3</sup>。
  
- このように学生をはじめ国民や企業が学士課程教育に厳しい評価をしているのは、我が国が高度成長社会から成熟社会となった今、大学に対する期待がこれまでとは質的に異なる形で高まっているからであり、また、大学進学率が5割を超える高等教育のユニバーサル段階において学士課程教育の質の保証が強く求められるようになってきているからに他ならない。

## (予測困難な時代の個人と社会)

- グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化は、少子高齢化による社会活力の低下、厳しさを増す経済環境、日本型雇用環境の変容、人間関係の希薄化、格差の再生産・固定化、豊かさの変容などを伴い我が国のあらゆる側面に影響を及ぼしている。「失われた20年」とも言われる時代を経て、企業を含めた社会全体がこのような社会経済の構造的な変化に直面し、科学技術から経営、社会システムに至るパラダイム（認識や考え方の枠組み）の転換を模索しなければならない厳しい環境におかれている。しかし他方で、高い科学技術力や洗練された文化、若者の潜在力等、我が国の強みも少なくない。これらを活用するための社会的な仕組みが求められている。

---

\*1 朝日新聞社「教育」をテーマにした全国世論調査結果（2011.1.1【18面】）による（関連データ（p 29）参照）。

\*2 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（2004）（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/083.pdf>）による（関連データ（p 30）参照）。

\*3 東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（2007）（<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat82/post-6.html>）による（関連データ（p 31）参照）。

- 今、若者や学生は、グローバル化の進展による知識経営\*<sup>1</sup>の発展、労働市場や産業・就業構造の流動化、情報流通や価値観の変化の加速などにより、将来予測が困難な時代を生きている。したがって彼らにとって、大学における学修が、専門的な知見やICT\*<sup>2</sup>等を活用した新たな機会やイノベーション\*<sup>3</sup>につながったり社会福祉、医療、保育、科学技術といった成長分野での就業に結びついたりするなど、次代を生き抜き、個人として発展する基盤となるかどうかは、極めて切実な問題である。
- 予測困難という点は産業界や地域社会にとっても同様である。だからこそ、産業界や地域社会は、今後の変化に対応するための基礎的な力と将来に活路を見出す原動力として有為な人材を切望している。社会が大学とそこで育成される学生に対して大きな期待を抱いている所以である。

### (問われるユニバーサル段階の高等教育の質)

- 一方、平成17年1月の「我が国の高等教育の将来像」(以下「将来像答申」という。)が示しているように、大学進学率が5割を超える中、大学が機能別分化を進めつつ学士課程教育の質をどう高めていくかは高等教育政策の中心課題になっている。

### (今果たすべき学士課程教育の役割)

- このような中、高度成長期の社会において通用していた「企業は大学教育に多くを期待しておらず、入社後の社内教育と実務上の経験や実践で人材を伸ばしている」、「昔から大学生は勉強しておらず、それでも卒業後社会で十分に活躍してきた」といった認識は転換することを迫られている。
- すなわち、学生にとって、大学において「答えのない問題」を発見してその原因について考え、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛えること、あるいは、実習や体験活動などを伴う質の高い効果的な教育によって知的な基礎に裏付けられた技術や技能を身に付けることは、学生が自らの人生を切り拓くための最大の財産となっている。高度成長社会では均質な人材の供給を求めた産業界や地域が今求めているのは、生涯学ぶ習慣や主体的に考える力を持ち、予測困難な時代の中で、どんな状況にも対応できる多様な人材である。

---

\*1 無形の知識こそが価値の源泉であるとし、戦略、組織、事業など経営のあらゆる側面を知識という観点から捉える考え方。知識の創造、浸透(共有・移転)、活用の過程から生み出される価値を最大限に発揮させるために、ビジョンやリーダーシップのもとで、これらの過程の設計、資産の整備、環境の整備といった一連の経営活動を行う。

\*2 "information and communication technology"の略。情報通信技術。

\*3 ここでは、技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し社会的に大きな変化を起こすことを指す。

- 大学や教員は、目の前の若者や学生にこのような力を育成することが、彼らの将来にとっても、また我が国の未来にとっても、果たさなければならない重要な責務であることを改めて深く自覚する必要がある。もとより、昨今の我が国の社会経済の閉塞感は大学だけで打破できるものではなく、公私・官民にわたる諸々の社会部門の分担と連携によることが不可欠である。しかし、知識基盤社会にあって社会を先導する様々な資源と責務を持つ大学が、まず学士課程教育を質的に転換し、学生を育てるという積極的な姿勢と行動を示すことが、社会全体に希望を与え、我が国全体の現状を変える第一歩となる。

### (学士課程教育の質的転換と学修時間の現状)

- 予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を持った人材は、受動的な学修経験では育成できない。求められる質の高い学士課程教育とは、教員と学生とが意思疎通を図りつつ、学生同士が切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング<sup>(※)</sup>）によって、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛える双方向の講義、演習、実験、実習や実技等の授業を中心とした教育である。その際、実際の教育の在り方は各大学の機能に応じて異なるとしても、このような質の高い授業のためには、授業ための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学生同士の議論など）、授業の受講（教員の直接指導、その中での教員と学生、学生同士の対話や意思疎通など）、事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探究、さらなる討論や対話など）やインターンシップやサービス・ラーニング<sup>(※)</sup>等の体験活動など、事前の準備、授業の受講、事後の展開を通した主体的な学びに要する総学修時間の確保が重要である。教員が行う授業は、このような事前の準備、授業の受講、事後の展開といった学修の過程全体を成り立たせる核であり、学生の興味を引き出し、事前の準備や事後の展開などが適切・有効に行われるように工夫することが求められる。

○ しかしながら、このような質の高い学士課程教育に不可欠な学生の学修時間が極めて少ないのが実態である。大学制度において、1単位は前述の授業前後の主体的な学びを含めて45時間の学修を要する内容で構成することが標準とされている<sup>\*1</sup>。これは学びの主体性という大学における学修の本質に基づく仕組みであるとともに、体系的な教育課程と不可分に連動している。

卒業の要件は、原則として4年以上の在学と124単位以上の修得であることを踏まえると、学期中の一日当たりの総学修時間は8時間程度であることが想定とされている。しかし、実際には、我が国の学生の学修時間はその約半分の一日4.6時間との調査結果<sup>\*2</sup>もあり、これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ないと言わざるを得ない。同調査によれば、理学、保健、芸術分野に比較して、特に社会科学分野等の学修時間が少ない。

これに関連して、前述のとおり授業計画（シラバス）<sup>(※)</sup>を作成している大学は平成21年度で96.4%まで進んでいるが、そのうち「具体的な準備学修内容を示している」大学は35.8%、「具体的な標準学修時間の目安を示している」大学は6.8%にとどまっている<sup>\*3</sup>。

○ なお、大学生の学修時間に関連して、高校生についても学力における中間層の勉強時間がここ15年で約半分に減少しているという調査結果<sup>\*4</sup>を深刻に受け止めるべきである。前述のような大学における主体的な学びは、義務教育及び高校教育を通じ知識・技能の着実な習得やそれらを活用するための思考力等、学習意欲が基盤として形成されてこそ成立する。高校生の勉強時間と大学生の学修時間を高校、大学を通じて増加・確保させ、高校から大学にかけての学びをいかに質的に転換するかという視点が重要である。

---

\*1 大学設置基準（文部科学省令第28号）（抄）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。

\*2 「全国大学生調査」（前出）による（関連データ（p31）参照）。

\*3 「大学における教育内容等の改革状況について」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/25/1310269\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/_icsFiles/afieldfile/2011/08/25/1310269_1.pdf)）による（関連データ（p34）参照）。

\*4 「第4回学習基本調査報告書」Benesse教育研究開発センター（2007）（[http://benesse.jp/berd/center/open/report/gakukihon4/hon/index\\_kou.html](http://benesse.jp/berd/center/open/report/gakukihon4/hon/index_kou.html)）による（関連データ（p34）参照）。

## 2. 学生の主体的な学びの確立—その始点としての学修時間—

学士課程教育の質的転換は喫緊の、いわば「待ったなし」の課題である。今求められているのは、この質的転換を進める具体的な行動を直ちに始めることである。これを通じて我が国全体に必要とされている様々な改革に資することができる。

そのためには、これまでの学士課程教育の成果と課題を踏まえつつ、緊要性や実際性、効果等をも考慮して、学生の主体的な学びの確立に向けた好循環のための始点を定め、そこから質的転換へと大きく展開することが必要である。その際、学士課程教育の質的転換という趣旨に沿った明瞭な指標が求められる。

このような観点から、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させるためには、この目的に照らして十分な質を伴った学修時間が実質的に増加・確保されているか否かに着目する必要がある。

学修時間に着目するのは、以下の理由からである。

- (1) 学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開などという学修の過程に一定時間取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。大学における学修時間は学修の量だけではなく質を伴うものであることが前提となっている。すなわち、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学の重視する教育に関する機能に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点に示される。
- (2) 学修時間は、様々な学士課程教育の改善の手法の中でも、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性の確保を妨げることなく、大学間の制度的な共通性を前提にした学士課程教育の質的転換の始点として活用しやすい。
- (3) 世界的にも学士課程教育の質の保証が課題になっている中で、我が国の学士課程教育における基本的な学修時間の確保は、国際的な信頼の源泉として不可欠である。

以上を踏まえ、学士課程教育の質的転換を促進するため、文部科学省等の関係機関は各大学の積極的な取組を資源配分の際の参考資料の一つとして政策的に支援・奨励することが必要である。その際、各大学における学修支援環境の整備などの様々な課題や実態を把握するとともに、それらに即した効果的な支援諸施策を講じることが求められる。

## (学士課程教育の質的転換と学士課程答申)

- 1. で述べたようなグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激な社会変化や高等教育のユニバーサル化は先進国に共通しており、各国において学士課程教育の質的転換を図る観点から、その質保証のための施策\*1が講じられている。
- 我が国においても平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて」（以下「学士課程答申」という。）は、学士課程教育の質的転換のために、各大学において、全学的な教学マネジメントのもと、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」(\*)を明確にし、
- ・ 教育課程の体系化 (\*)
  - ・ 教育方法の改善 (\*)
  - ・ 成績評価の厳格化 (\*)
  - ・ 教員の教育力の向上
  - ・ 学修成果の把握

などに総合的に取り組み、学士課程教育の質的転換を図ることを提言した。これらが相互に関連し合って好循環となり、学士課程教育を個々の教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させることが必要である。

## (喫緊の課題である質的転換)

- 大学関係者、文部科学省等の関係機関は、学士課程教育の質的転換がいわば「待ったなし」の課題であり、若者や学生、産業界や地域社会等、我が国全体にとって極めて切実な問題であることを改めて認識する必要がある。さらに、我が国に対する評価や信頼は将来にわたる知的な潜在力に大いに依存するが、知的な潜在力とは全国の若者や学生がいかにかしっかりと主体的な学びをしているかに他ならない。

---

\*1 近年の動向として、欧州においては、1999年の「ボローニャ宣言」以降、欧州域内の国際競争力の向上の基盤としての域内の学位等の国際通用性の確保のため、「ボローニャ・プロセス」が進行中。2010年以降は、高等教育資格の円滑な認定を行う「欧州高等教育圏」の構築を目標に設定。ASEAN地域においては、AUN（ASEAN大学連合）等が単位互換等の共通の質保証枠組みを検討している。

国際機関においては、2005年、UNESCO（国連教育科学文化機関）とOECD（経済開発協力機構）が「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を策定。また、2006年以降、OECDにおいて高等教育の学修成果に関する国際的な検討が進められている。2011年には、UNESCOの「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の採択会合が東京で開催され、締約国間における高等教育資格等の相互認定に関する原則等を定めた条約案が採択された。

我が国においても、各大学による国際教育連携を通じた教育内容の充実等の観点から、2010年、中央教育審議会大学グローバル化検討ワーキンググループが「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。さらに、日中韓政府の連携の下、3国間で質の保証を伴った大学間交流を拡大する「キャンパス・アジア」が進んでいる。

（関連データ（p35）参照）

- このような状況やそれを踏まえた社会や国民の学士課程教育への高い期待を考えた時、その質的転換のための具体的な行動が直ちに開始され、すべての大学の学士課程教育が質的転換のために大きく動き出し、成果を上げ、その実感を学生や保護者、企業、地域、地方公共団体、非営利法人等、広く社会が共有し、大学の学びへの信頼が高まるという好循環が形成されることが求められるのである。また、学士課程教育の質的転換を進めることは、我が国全体に今求められている様々な改革に資することにつながる。

### (質的転換を目的とした学修時間の実質的な増加・確保)

- そのためには、これまでの学士課程教育の成果と課題を踏まえつつ、緊要性や実際性、効果等をも考慮して、まず今後の好循環のための始点を定め、そこから質的転換へと大きく展開することが必要である。その際、学士課程教育の質的転換という趣旨に沿った明瞭な指標が求められる。
- このような観点から、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる目的に照らして、十分な質を伴った学修時間が実質的に増加・確保されているかに着目することが、学士課程教育の改善の好循環を作り出す始点となると考える（別添2参照）。

### (学修時間に着目する理由)

- 前述のとおり、予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を持った人材を育成する能動的な学修には、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった学修の過程に要する学修時間が不可欠である。それに加えて、この学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。
- 第一に、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修の過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、そして、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。学修時間は、大学における学修の量と質の結節点として、質が伴うことが前提になっている。すなわち、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学の重視する教育に関する機能に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。

- 第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性の確保を妨げることなく、大学間の制度的な共通性を前提にした学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用しやすい。
- 第三に、大学は社会制度の本質として国際的通用性が常に求められてきたが、世界的にも学士課程教育の質の保証が課題になる中で、我が国の学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、国際的な信頼の源泉として不可欠である。

### (質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を始点とした好循環)

- 学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が以下の諸方策と連らなってなされることが必要である。

- ・教育課程の体系化

大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連しあうかが、あらかじめ明示されること。

- ・組織的な教育の実施

体系的な教育課程に基づいて、教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々にして大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ、教員の専門性にひきつけた授業科目の設定が行われてきたが、学士課程教育の質的転換のためには、教員全体の主体的な参画による教育課程の体系化と並んで授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要。

- ・授業計画（シラバス）の充実

学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、授業のための事前の準備や事後の展開などの指針、他の授業科目との関連性等の記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。

- ・教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善

なお、このような諸方策について、各大学における工夫を期待するものであるが、本部会も検討を継続することとしている。

- 重要なのはこのような好循環が回ることである。質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はそのための始点であり、手段であることを忘れてはならない。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入するための、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目同士の整理・統合や連携、履修科目の登録の上限の設定などに取り組むことなく、ただ授業時数を増加することは学士課程教育の質的転換に資することにはならないと言えよう。

### (大学の取組への支援と奨励)

- 以上の観点から、学士課程教育の質的転換を促進するため、関係機関が、学士課程教育に求められる質を伴った学修時間の実質的な増加・確保、その大学の重視する教育に関する機能に照らした学修時間の適切な設定、大学や教員の組織的な責任体制の下での学修時間の実質的な増加・確保への対応、これらの状況の公表などについての各大学における積極的な取組を資源配分の際の参考資料の一つとして支援・奨励することが必要である。

### (実態把握や効果的な支援諸施策の検討)

- なお、各大学における質を伴った学修時間の実質的な増加・確保に当たっては学修支援環境の整備などを始め様々な課題があることは論を俟たない。今後、関係機関において、学修の実態をさらに深く把握するとともに、これらの課題や各大学の対応などについての調査が必要である。また、それらに即した効果的な支援諸施策を講じることが求められており、本部会としても審議をさらに深めることとしている。

## 3. 個々の授業が学士課程教育の質的転換に向けて進化するために

質を伴った学修時間の実質的な増加・確保による学生の主体的な学びの確立を第一歩として、学士課程教育の質的転換への好循環を働かせるためには、何よりも授業を担う教員がそのことの重要性を自覚し、個々の授業をさらに質的に進化させることが必要である。そのためには、関係機関には、引き続き各大学における学士課程教育の質的転換のための取組への継続的な支援を求めたい。特に、学生の学修到達度を測る方法等の研究・開発の推進、大学ポートレート（仮称）<sup>(※)</sup>の早期整備、接続の円滑化による高校教育から高等教育にかけての学びの質の転換、教育に関する教員評価を教員の教育力の向上や顕彰などに活用している大学への支援、といった積極的な支援が必要である。

### (個々の授業が変わるために)

- 各大学においては、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を始点とした学士課程教育の質的転換への好循環を働かせることが必要である。そのためには、何よりも各授業科目の授業を担う教員がそのことの重要性を自覚し、個々の授業をさらに質的に進化させることが求められる。「(別紙) これまでの学士課程教育の改善の経緯」のとおり、授業計画(シラバス)や学生による授業評価などそのための改革努力は進展している。これらを学士課程教育の質的転換に結びつけ、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づいた学士課程教育の改革サイクルやそれを支える全学的な教学マネジメントやガバナンスを確立する観点から、特に関係機関が取り組む必要のある施策を中心に整理すれば、以下のとおりである。

### (学位プログラムで育成する能力の明確化)

- 「学位授与の方針」は、各大学がそれぞれの機能に応じて学生にどのような付加価値を与え、自信を持たせて社会に送り出したり進学させたりするかについての到達目標であり、各大学において明確にすることが求められる。この学位授与の方針は各大学が重視する教育に関する機能の自己規定であり、それがあればこそ、個々の教員は、各授業科目の総学修時間において学生がどのような学びを主体的に行うことが必要かを他の授業科目を担当する教員と連携しながら設計できるのである。また、個々の教員が自分に求められている役割を理解し全学の方針に沿って十分な指導をしているかが重要であり、学位授与の方針があることにより、それに基づく組織的な教育への参画、貢献を評価することもできる。

このような教員評価は組織的で体系立った教育の確立にとって極めて重要であり、その結果を教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰などに活用している大学を関係機関が支援・奨励することが必要である。

### (教育課程や学修支援環境の充実)

- 講義概要(コースカタログ)とは異なり、授業のための事前の準備といった学生の主体的な学びに必要な、いわば授業の工程表である「授業計画(シラバス)」、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするための授業科目同士の整理・統合と連携、教育課程の国際的な通用性を視野に入れつつこのような整理・統合と連携を可能とする「ナンバリング<sup>(\*)</sup>」等は、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保の上でも有効である。

- 学士課程答申を踏まえ、文部科学省が日本学術会議に審議を依頼した「分野別の教育課程編成上の参照基準」は、今後の社会の変化も見据えつつ、研究後継者養成よりも大多数を占めるそれ以外の学生にとって意味のあるものとなるよう、各大学において教育課程を見直す際の参考として検討されており、例えば言語・文学や法学、経営学といった分野で既に審議が進んでいる。学士課程教育の質的転換のために各大学が自らの教育課程を検討する際、この参照基準を一つの手掛かりすることは有益と考えられ、本部会として日本学術会議における審議の深化を引き続き期待したい。
  
- 学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではない。例えば、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験などは学生の学びへの動機付けを強めるとともに高い教育効果を持つ。まず大学は質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を始点とした学士課程教育の質的転換に向けて決意を持ち、その姿勢を学内外に明確に伝え、理解を求めるとともに、そのような改革への意思を産業界や地方公共団体、地域との間で共有する必要がある。その上で、産業界や地方公共団体、地域が学士課程教育に積極的に協力、参画することが重要であると考ええる。

知識基盤社会にあっては、その地域に即したイノベーションを生み出すとともに、個人に対し生涯にわたり知的な基礎に裏付けられた技術や技能を修得する機会を提供できる大学は、地域再生の核である。

なお、質を伴った学修時間を実質的に増加・確保し、学生の主体的な学びを確立するため、企業には大学における学修を尊重した上で、就職活動の早期化・長期化の是正を引き続き求めるものである。そのことは質の高い人的資源を得るという形で長期的には企業にとっても有益である。また、産業構造や就業構造は学生の学びの動機付けにも大きな影響を及ぼすことにも留意が必要である。
  
- 関係機関においては、学士課程教育の質的転換を支える学修支援環境（ティーチング・アシスタント（TA）<sup>(※)</sup>等の教育サポートスタッフの充実、ICTを活用した双方向型の授業や教学システムの整備、学生に対する経済的支援、学生の主体的な学びのベースとなる図書館の機能強化など）の実態把握、効果的な教育を行うためのコスト分析やそれに基づく支援のほか、大学におけるスタンダードで良質な教科書等の教材の作成や学生の思考力や表現力を引き出す有効な教育方法の開発・研究に対しても積極的に支援することが必要である。

## (高校教育と高等教育との円滑な接続)

- 初等中等教育においては、よくむべき学力の要素を定めた学校教育法第30条第2項<sup>\*1</sup>の規定を踏まえた平成20年の学習指導要領改訂を一つの契機として、義務教育から高校教育にかけて基礎的な知識・技能の習得とともにそれらを活用した学習活動や探究活動を発達の段階に応じて展開するため言語活動などが重視されるようになった。これらの学習活動を通じてはよくまれる能力は、学士課程答申で提言された「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」及び「総合的な学修経験と創造的思考力」<sup>\*2</sup>の基礎となる。

高校教育と高等教育、職業を教育内容という観点から円滑に接続し、一人ひとりの能力をいかに伸ばしたかをベースに学校教育が柔軟にその役割を果たすようにすることは次期教育振興基本計画について審議している教育振興基本計画部会においても重要な課題の一つとなっている。また、このような意識を教員の間でどのように広げて共有するかも大事な視点である。

- そのため、主体的な学びという大学での学修の本質を十分に踏まえ、「K-16<sup>(※)</sup>」や「カレッジ・レディネス<sup>(※)</sup>」といった発想も参考にしつつ、初等教育、中等教育及び高等教育を分断することなく、これらを通じて知識基盤社会に必要な汎用的能力や専門的知識、技術や技能等を育成することを重視すべきである。
- 大学分科会としても初等中等教育分科会と連携の上、前述のとおり中間層の勉強時間が半減するなどの課題を抱える高校教育、一般入試以外による選抜を経た入学者の増加、学修時間の少ない学士課程教育という構造の中で、それぞれの学力層に着目した勉強時間、質を伴った学修時間の増加・確保による高校教育・大学入試・高等教育を通じた学びの質の転換に向けたきめの細かい施策を講じることにより、各学校段階において個々人の能力が実際に伸長する仕組みを検討することとしている。

---

\*1 学校教育法（法律第26号）（抄）

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

※ 第30条第2項は、中学校、高等学校及び中等教育学校に準用。

\*2 「学士課程答申」では、「知識・理解」は文化、社会、自然等に関する知識の理解、「汎用的能力」は、コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等、「態度・志向性」は、自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等、「総合的な学修体験と創造的思考力」は、獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力としている。

## (学士課程教育の改革サイクル)

- 学内における学士課程教育の改革サイクルを確立するに当たっては、学生の学修成果の把握や大学情報の積極的発信が極めて重要である。
- 学生の学修成果の把握については、アセスメントテスト（学修成果の測定・把握のための調査）<sup>(※)</sup>、学修行動調査<sup>(※)</sup>、ルーブリック（学修評価の基準）<sup>(※)</sup>の活用などが考えられる。関係機関が、諸外国の例も参考にしつつ、学生の学修到達度を測る方法や学生の学修行動の調査方法等、我が国に適した評価手法について、大学支援法人<sup>\*1</sup>、大学間の連携、学協会を含む大学団体等による速やかな研究・開発を推進する必要がある。  
また、学修評価、教育に関する教員評価についてはその評価手法の研究・開発とともに、評価に関する専門的な知見の普及・共有の方途についても検討することも求められる。
- 大学情報の積極的発信については、一年間の成果を比較可能な形で情報発信するいわばアニュアル・レポート（年次報告書）<sup>(※)</sup>としての自己点検・評価書の公表や活用とともに、「大学ポートレート（仮称）」を段階的な情報発信を含めて早期に整備することが極めて重要である。大学ポートレート（仮称）は、大学支援法人において認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営することを前提に具体的な検討が進められている。その重要な役割の一つは、保護者、受験生、高校生、企業、高校等が、各大学がそれぞれの機能に応じてどのような教育に取り組んでいるか、成果を上げているかなどについての情報を知ることにより、従来の偏差値によるランキングなどとは異なる実態に即した確かな大学像が共有できるようになることである。
- 認証評価制度は平成23年度から各大学が2回目の認証評価を受ける第二期に入っている。各認証評価機関は、第二期に入るに当たり認証評価の評価内容を見直し、各大学において活動状況の点検・評価を行いその結果を改善につなげる内部質保証が行われているかどうかを重視する動きも見られる<sup>\*2</sup>。関係機関が、学士課程教育の改革サイクルが適切に機能しているかなど学修成果を重視した評価が認証評価で行われることを促すことが重要である（別添3参照）。

---

\*1 例えば、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成23年1月20日閣議決定）において、大学入試センターと大学評価・学位授与機構を統合するとともに、廃止される国立大学財務・経営センターの業務を承継して、「大学教育の質保証のための新法人」を創設することが決定されている。新法人への移行は、平成26年4月を目指すこととされている。

\*2 大学基準協会では平成23年度実施分から、大学評価・学位授与機構では平成24年度実施分から、内部質保証の評価を導入。

（大学基準協会：[http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e\\_standard/university/u\\_standard.pdf](http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e_standard/university/u_standard.pdf)）

（大学評価・学位授与機構：[http://www.niad.ac.jp/n\\_hyouka/daigaku/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/06/28/no6\\_1\\_1\\_daigakujun24.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/__icsFiles/afieldfile/2011/06/28/no6_1_1_daigakujun24.pdf)）

また、学士課程教育も各大学の機能、学生の能力や適性によって、その実際や力点、強みや課題は大きく異なる。各大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価など認証評価を発展させていくことが求められる。

あわせて、大学を取り巻く幅広い関係者の意見を積極的に取り入れるとともに、大学教育の質保証に関する様々な仕組みとの関係を整え、認証評価に関する業務の効率化を図ることが必要である。

### (全学的な教学マネジメントとガバナンスの確立)

- 学士課程教育を個々の教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学士課程教育の質的な転換を図るためには、教員主体の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成が必要である。そのためには、教学システムの再構築やそれを支援するスタッフの養成や確保が必要である。

また、これら全学的な教学マネジメントの確立のためには、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成が不可欠であり、それを可能とする実効性のある全学的なガバナンスの確立が求められる。

- 教員には各授業科目において学生の思考力や表現力を引き出す質の高い教育を展開する責任があるのと同様に、学長や教学担当副学長等の全学的な教学マネジメントに当たる者には学士課程教育を大学が組織として提供する体系立ったものにする責任がある。それぞれがその責任を十分に果たすために、全学的な教学マネジメントやガバナンスをいかに確立するかについては、国内外の事例を収集・検討した上で、引き続き審議を重ねることとしている。

## 4. 今後の検討課題

- 今後の審議において、この「審議まとめ」に関連して検討すべき課題としては、例えば、
  - ・ 各大学における学生の学修の実態の把握
  - ・ 大学における個々の授業において、質を伴った学修時間を実質的に増加・確保させるために必要な方法や施策の基本的な方向性
  - ・ 教員の教育力向上のための具体的な方法や施策の基本的な方向性
  - ・ 学修成果の達成度の把握やこれを重視した認証評価の在り方
  - ・ 全学的な教学マネジメントの在り方などがあり、引き続き具体的方策の検討を重ねることとしている。
- また、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程については、知識基盤社会の中でその役割や機能をどのように再構築すべきかなどその在り方の検討を深めることが必要である。

## 5. 大学は主体的に学ぶところとの原点に立ち返るために

- 本部会は、資料の下調べや読書、思考などの授業のための事前の準備、あるいは授業内容の確認や理解の深化のための探究などの事後の展開などは、大学における学修の本質である主体的な学びそのものであり、これらの学修のために時間をかけることが学士課程教育の質的転換に不可欠であるとの観点から、各大学は質を伴った学修時間の実質的な増加・確保を始点として学士課程教育の質的転換に直ちに取り組みことを提言し、また、関係機関はそれを支援・奨励する必要があることを提言した。
  
- この「審議まとめ」に関連して、例えば、「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保のためには学生への経済的支援や教員の負担軽減が必要」、「各大学は様々な学生を受け入れており、一律に論ずることはできない」、「大学教育の本質は時間では計れない」、「質を伴った学修時間を実質的に増加・確保するための具体策が必要」など種々の議論や論点があり得る。この「審議まとめ」を契機に、大学で、地域社会で、企業で学士課程教育の質的転換のために今直ちにどのような行動を始めるか、その好循環の確立のために何が必要かということ議論いただくことが重要であり、本部会としてもこれらの御意見を踏まえさらに審議を深めることとしている。その際、予測困難な時代を生き抜かなければならない若者や学生の力を具体的に伸ばすために、大学や教員、社会は今こそ行動することが必要だという認識の共有が必要である。
  
- 特に、大学は学生が主体的に学ぶところであるという原点に立ち返るために、関係機関において、今まさに大学で学んでいる学生を始め大学関係者や保護者、経営や人事等の担当者等の企業関係者、地域やNPOの関係者等と直接積極的に議論を交わし、熟議を深める工夫を行うことも重要と考える。

## (別紙) これまでの学士課程教育の改善の経緯

- 学士課程教育については、累次の中央教育審議会（以下「中教審」という。）や大学審議会答申<sup>\*1</sup>を踏まえ、種々の改善が行われてきた。平成3年の大学設置基準の改正以降は、大学は学士課程教育を自らの理念に基づき組織的に提供し、それを常に改善することが求められ、その結果、例えば、授業計画（シラバス）を作成する大学は平成5年の80大学（15%）から平成21年の705大学（96%）、学生による授業評価は38大学（7%）から599大学（80%）、ファカルティ・ディベロップメント<sup>(\*)</sup>は151大学（29%）から746大学（99%）にそれぞれ増加するなどの進展が見られた。
- 平成17年1月の将来像答申は、我が国の高等教育がユニバーサル段階に入り、その課題は量的規模から質の保証に移ったことを明らかにするとともに、質の向上について機能別分化への対応を指摘した。この答申を受けて、大学院の課程については同年9月に、学士課程については平成20年12月（「学士課程答申」）にそれぞれ中教審答申がまとめられた。特に、学士課程答申は、我が国の大学が授与する学士が保証する能力の内容として「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」及び「総合的な学修経験と創造的思考力」を挙げ、各大学が学位授与の方針を明確化すること促した。また、各大学において学生の学修時間の実態を把握した上で単位制度を実質化することを求めた。
- 現在、我が国の大学教員の一学期当たり担当授業時数は8コマ程度と比較的多く<sup>\*2</sup>、かつ、教員の勤務時間における教育に関する時間の割合は増加している<sup>\*3</sup>。また、ナンバリングによる体系的な教育課程の編成や学生が授業の事前の準備をするための工程表としての授業計画（シラバス）等による学修時間の伴う質の高い教育を展開している大学もある<sup>\*4</sup>。また、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等による課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング）に取り組み、成果を上げる大学も出てきている<sup>\*5</sup>。これらは、国際的通用性が問われる知識基盤社会、グローバル社会における高等教育において、日本型の学士課程教育モデルとしてさらにその発展、展開を図ることが期待される。

\*1 例えば、

- ・ 「大学教育の改善について」（昭和38年1月28日中教審答申）
- ・ 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日中教審答申）
- ・ 「臨時教育審議会第1次～第4次答申」（昭和60年6月、昭和61年4月、昭和62年4月、昭和62年8月）
- ・ 「大学教育の改善について」（平成3年2月8日大学審議会答申）
- ・ 「高等教育の一層の改善について」（平成9年12月18日大学審議会答申）
- ・ 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日大学審議会答申）
- ・ 「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14年2月21日中教審答申）

- ・ 「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中教審答申）
- ・ 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中教審答申）

などが上げられる。

特に、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」では、①修業年限等による高等教育機関の種別化・多様化、②一般教育と専門教育という形式的な区分の廃止による教育課程の合理化、③指導形態に応じた教育方法の工夫・改善、④学修の意欲や必要が生じた場合に適時再教育が受けられるよう高等教育の開放、⑤学長を中心とする中枢管理機関に十分な指導性を発揮させる学内意思決定手続きの合理化、などの高等教育改革の基体構想を提言している。

「臨時教育審議会第1次～第4次答申」では、第1次答申で、①学歴社会の弊害の是正、②大学入学者選抜制度の改革、③大学入学資格の自由化・弾力化などについて、

第2次答申で、①生涯学習体系への移行、②大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化、簡素化など、③高等教育機関の多様化と連携などについて、

第3次答申で、高等教育機関の組織・運営の改革などについて、それぞれ提言している。

大学審議会の「大学教育の改善について」では、①授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の弾力化、②自己点検・評価システムの導入、③昼夜開講制・科目等履修生制度の制度化など、生涯学習などに対応した履修形態の柔軟化、などについて提言している。

「学士課程教育の構築に向けて」では、「学位授与」、「教育課程編成・実施」、「入学者受入れ」の3つの方針の明確化と、そのための改善方策として、①学士力の提示、②順次性のある体系的な教育課程の編成、③初年次教育の充実や高大連携の推進、などについて提言している。

\*2 東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学教員調査」（2010）（<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat88/post-25.html>）による（関連データ（p35）参照）。

\*3 科学技術政策研究所「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（2011）（<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/dis080j/pdf/dis080j.pdf>）によると、2002年と2008年の比較で、教育時間の割合の増加が5ポイント以上になっている（関連データ（p36）参照）。

\*4 国際基督教大学では、ナンバリングによる体系的な教育課程の編成、キャップ制やアドバイザー制度により履修指導に基づく教育課程の実施、GPAによる厳格な成績評価を相互に連携させて運用している（<http://www.icu.ac.jp/liberalarts/educational/system.html>）。

金沢工業大学では、シラバスにあたる学生支援計画書の準備に先立ち、学内の教員にアクティブ・ラーニングの実施を依頼。学修支援計画書には、授業の運営方法や予習・復習時間の目安を明示している。また、活動記録を用いた修学支援や、正課外の時間を含めた学修環境の整備により、主体的な学びを支援している（<http://www.kanazawa-it.ac.jp/about/kyoiku/syllabus.html> <http://www.kanazawa-it.ac.jp/kyoiku/portfolio.html> <http://www.kanazawa-it.ac.jp/shisetsu/index.html>）。

国際教養大学では、自主学修を含んだ学修により英語運用能力を磨く英語集中プログラム（EAP）を実施。全入学生を対象にした「アカデミック・アドバイザー制度」による履修指導、図書館の24時間開放などにより、学生の学びをサポートしている（<http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/curriculum/index.html> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/eap/index.html> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/campus/library/library01.html>）。

新潟大学では、全授業科目を「全学科目」とし、分野・水準表示法を導入。主専攻分野のほかに複数の分野で体系的に学ぶことができる主専攻・副専攻プログラムを実施している（<http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/support/index.html> <http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/>）。

\*5 筑波大学では、教養教育を再構築し、能動的学修を促す教育方法（討論、クリッカー、eラーニング等）を導入している（[http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2\(all\)\\_1.pdf](http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2(all)_1.pdf)）。

立教大学では、「ビジネス・リーダーシップ・プログラム（BLP）」において、アクティブ・ラーニングを導入し、グループで企業や自治体から依頼された問題を解決する企画を提案する問題解決型の学修を実施している（<http://cob.rikkyo.ac.jp/blp/about.html>）。

# 各学校段階の学びに関する制度

学校段階	幼稚園・保育所等	義務教育	高校教育	高等教育
授業内容・時間に関する制度	<p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育については「ねらい」と「内容」が幼稚園教育要領に定められているが、授業時数は定められていない。</li> <li>幼稚園教育要領の趣旨は、保育所保育指針などにより保育所や子ども園においても踏まえられている。</li> </ul>	<p>[小学校][中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容・授業時数は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 小1 850コマ×45分 = 638時間</li> <li>小6 980コマ×45分 = 735時間</li> <li>中2 1,015コマ×50分 = 846時間</li> <li>・<u>授業時数制</u> <u>各教科ごとに授業時数が法令で規定されている。</u></li> </ul>	<p>[高等学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容、卒業に必要な単位数、必履修教科・科目等は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 標準単位時間 35週×30単位時間×50分 = 875時間</li> <li>・<u>単位制</u> <u>単位に算入するのは、授業時数のみ。予習・復習などは単位時間に含まれていない。</u></li> </ul>	<p>[大学・短期大学]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学修内容については法令で規定されていない。</li> <li>卒業に必要な単位数等は、大学設置基準等で規定。</li> <li>1単位は45時間の学修を要する内容で構成。</li> <li>(例) 31単位×45時間=1,395時間 (※31単位×15時間= 465時間)</li> <li>・<u>単位制</u> <u>事前の準備や授業の受講、事後の展開という学修の過程に要する時間が単位に算入。</u></li> </ul>

19

教育基本法の規定

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的（教基法5Ⅱ）

高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、成果を広く社会に提供することで、社会の発展に寄与する（教基法7Ⅰ）

身につけるべき能力

生涯にわたり、学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（学教法30Ⅱ）

「学士力」①知識・理解 ②汎用的技能 ③態度・志向性 ④総合的な学修経験と創造的思考力（H20中教審答申）

学校段階ごとの教育の目的と目標

【目的】  
幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（学教法22）

【目標】  
1 健康、安全で幸福な生活に必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る  
2 集団生活に参加する態度を養い、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、協同の精神と規範意識の芽生えを養う  
3 身近な社会生活、生命及び自然への興味、それらへの理解と態度、思考力の芽生えを養う  
4 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う  
5 豊かな感性と表現力の芽生えを養う（学教法23）

【目的】  
小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す（学教法29）

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す（学教法45）

【目標】  
1 規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度  
2 生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度  
3 他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度（学教法21）

【目的】  
高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す（学教法50）

【目標】  
1 豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、国家、社会の形成者として必要な資質を養う  
2 社会で果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる  
3 個性の確立に努め、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う（学教法51）

【目的】  
大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる  
大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する（学教法83）

（別添1）

# 学士課程教育の質的転換への好循環の確立

・予測困難な今の時代を生きる若者や学生が「生涯学び続け、どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる能力」を育成し、知的な基礎に裏付けられた技術や技能を身に付けることができる大学へ

・そのためには、学生が主体的な学びを深めるとともに、学生同士が切磋琢磨し、相互に刺激を与え合いながら知的に成長することができるよう、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛える双方向の課題解決型の能動的な授業を中心とした質の高い学士課程教育へと質的に転換



